

■ 入札制度改正のお知らせ

本市の建設工事における最低制限価格制度の改正を行います。

令和4年6月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

■ 【改正する制度】

松本市最低制限価格制度

■ 【改正の内容】

最低制限価格の設定基準の改正を行います。

本市の基準		
区分	改正前	改正後
設定基準	設計金額における ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・ <u>一般管理費×0.55</u> } 合計額 ×1.10 ※ 次の範囲内で設定するもの	設計金額における ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・ <u>一般管理費×0.68</u> } 合計額 ×1.10 ※ 次の範囲内で設定するもの
上限・下限値	予定価格の89.5～94.5%	予定価格の89.5～94.5%
	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の75～92%の範囲内とすることができる。	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の75～92%の範囲内とすることができる。

※低入札価格調査制度における設定基準も同様となります。